府政防第１３６１号
令和２年７月２１日

島根県　災害救助担当主管部（局）長　殿
島根県　防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長　殿
佐賀県　災害救助担当主管部（局）長　殿
佐賀県　防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所の確保及び生活環境の整備等について（留意事項）

梅雨前線に伴う災害においては、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところであり、特に新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、避難所における生活環境を一日も早く整えることが重要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者についても十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年４月改定）」や避難所における新型コロナウイルス感染症対策等についての累次の通知等を参考としながら、「災害救助事務取扱要領」の取り扱いを要約した下記のことに留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

１．避難所の設置

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図り、特にホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等の活用に努めること。

２．避難所の生活環境の整備等

避難所の衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善対策等を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

①　簡易ベッド（代用品等を含む。）、畳、マット、カーペット
②　マスク、消毒液等
③　間仕切り用パーティション、段ボールベッド、仮設スロープ
④　テレビ、ラジオ、冷暖房機器
⑤　公衆電話、公衆ファクシミリ
⑥　仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
⑦　仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
⑧　仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
⑨　その他必要な設備備品

３．福祉避難所の設置

社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得て、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずるとともに、ホテル・旅館等を活用し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が避難する場合は、実質的に福祉避難所として活用することに努めること。また、一般の避難所については、要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うこと。

（注）福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（１人１日あたり 330 円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。
・概ね 10 人の対象者に１人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

４．炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

５．在宅避難者への物資・情報等の提供

被災した方には、在宅避難や親戚や友人の家等への避難を検討していただくよう促したところであり、在宅等で避難生活を送っている場合も考えられる。避難所は、在宅避難者が必要な物資・情報を受け取る場所という役割もあり、避難所に取りに来られた在宅避難者に必要な物資・情報等を提供すること。

６．特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号。以下「一般基準」とい

う。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広にご相談いただきたい。

また、ホテル・旅館、研修所その他宿泊施設等を避難所として開設した場合についても、特別基準を設定することが可能であるため、ご相談いただきたい。

（参考）

○ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 28 年４月改定）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf

○ 避難所運営ガイドライン（平成 28 年４月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf

○ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年４月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf

○ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年４月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

○ 災害救助事務取扱要領（令和２年５月）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujojimutori1.pdf

○ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第１版】について（令和２年６月）
http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
赤司・長谷川・秋吉
TEL：03-3501-5191（直通）